平成２６年（フ）第２２７４号
最後の住所大阪府守口市大久保町４丁目45番３号
破産者　被相続人亡柿原傳相続財産
1　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
2　一般調査期日　平成26年12月１日午後３時30分
平成26年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１７号
大阪府富田林市寺池台５丁目１番405―101号、開始決定時の住所大阪府富田林市藤沢台５丁目２番６号
破産者　尾﨑　秀一
1　破産債権の届出期間　平成26年10月27日まで
2　一般調査期日　平成26年12月18日午後３時30分
平成26年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６号
和歌山市紀三井寺83番地の60
破産者　井上　　誠
1　破産債権の届出期間　平成26年10月27日まで
2　一般調査期日　平成26年12月１日午前10時30分
平成26年９月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１９号
函館市石川町122番地66
破産者　齊藤　一也
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年12月２日午前11時30分
平成26年９月26日　　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１９２号
東京都港区海岸１丁目２番20号、旧本店所在地福岡県福岡市中央区渡辺通２丁目１番82号
破産者　Ｇｌｏｂａｌ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｊａｐａｎ株式会社（旧商号ロハス電力株式会社）
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年11月26日午後１時30分
平成26年９月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４６号
大阪市東成区大今里２―19―６　レジデンス大石802号坂口洋幸方、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区西本町２丁目５番19号
破産者　株式会社フォーレスト
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年12月１日午後３時
平成26年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３号
北九州市八幡西区則松５丁目17番６―302号
三世久美子方、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字中山1405番地２
破産者　萬福　太郎
1　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
2　一般調査期日　平成26年12月17日午前11時
平成26年９月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７７号
中国広東省東莞市長安鎮蓮峰北路23号風臨公館１幢608号、住民票上の住所愛知県岡崎市十王町１丁目48番地２、開始決定時の住民票上の住所愛知県岡崎市矢作町字西林寺10番地レインボー矢作202
破産者　松田　幸夫
1　破産債権の届出期間　平成26年11月６日まで
2　一般調査期日　平成26年12月５日午後３時20分
平成26年９月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
滋賀県守山市水保町2606番地
破産者　株式会社ハウス企画
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月24日午前10時10分
平成26年９月26日　　大津地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２５５６号
大阪市福島区大開３丁目１番２―834号
破産者　株式会社金田興業
異議申述期間　平成26年11月12日まで
平成26年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５５７号
和歌山県日高郡美浜町大字三尾548番地
破産者　金田　高志
異議申述期間　平成26年11月12日まで
平成26年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１３号
長野県安曇野市豊科高家3770番地46　柳澤方
破産者　坂野　和義
免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
平成26年９月25日　長野地方裁判所松本支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第３４号
東京都世田谷区深沢５丁目12番17号日体学生寮、開始決定時の住所神奈川県三浦市海外町９番16号、開始決定時の住民票上の住所神奈川県三浦市天神町15番14号
破産者　青木　和夫
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９６号
新潟市中央区長潟917番地、前住所埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻6946番地　レオパレスチャーム102
破産者　佐藤　京子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第６号
福井市下馬３丁目511番地
清算株式会社　株式会社立石商事
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所

平成２６年（ヒ）第５号
京都市西京区桂徳大寺町157番地
清算株式会社　株式会社ナスコ・バイオシステムズ
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１００３号
福岡市中央区大手門１丁目１番12号大手門パインビル７階
清算株式会社　河内物産株式会社
代表清算人　永原　　豪
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権をいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１か月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
ア　弁済額の算定
弁済原資金218,744,508円について、後記イ「非保全債権残高プロラタ」にて按分弁済を行う。具体的な弁済額については別紙のとおり。
イ　非保全債権残高プロラタ
基準日（平成25年11月５日）時点の債権残高から、保全債権額（清算株式会社作成の平成25年11月５日付「事業再生計画」に記載された担保資産の評価額）を控除した残額のうち、1000万円を超える金額の少額控除後非保全債権の総額に対する割合